

善通寺市新規就農者経営開始支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就農者の就農意欲を喚起し、及び就農後の経営の確立に資するため、経営の不安定な経営開始直後の新規就農者に対し、予算の範囲内で善通寺市新規就農者経営開始支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和4年度以降において、善通寺市より新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2の第2の2に規定する経営開始資金（以下「国経営開始資金」という。）の交付を受けた者
- (2) 交付申請日において、青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。）の認定を受けた者であって、当該計画の有効期間内の者（当該認定新規就農者が夫婦等の複数の者による共同申請での認定の場合又は法人での認定の場合はその代表者）
- (3) 善通寺市の住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条に規定する住民票をいう。）に記載されている者
- (4) 市税を滞納していない者

(支援金の額及び交付期間)

第3条 支援金の額は、1年につき100万円を限度とする。

2 交付期間は、3年を限度とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、善通寺市新規就農者経営開始支援金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 納税等状況調査同意書（第3号様式）
- (3) 国経営開始資金の交付を受けたことを証する書類

(4) 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定、通知等)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、支援金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、善通寺市新規就農者経営開始支援金交付決定通知書（第4号様式）により、その決定の内容及びこれに付する条件、指示を申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第6条 申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、善通寺市新規就農者経営開始支援金請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条に掲げる要件に該当しないことが明らかとなったとき。
- (3) 国経営開始資金の全額を返還することが決定したとき。
- (4) 前3号に定めるものを除くほか、市長の指示に従わなかつたとき。

2 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

善通寺市長 様

住所又は所在地

氏名又は法人名

及び代表者氏名

善通寺市新規就農者経営開始支援金交付申請書

善通寺市新規就農者経営開始支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請額 _____ 円

2 支援金の交付年数（○を記入） 1年目・2年目・3年目

3 添付書類

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 納税等状況調査同意書（第3号様式）
- (3) 国経営開始資金の交付を受けたことを証する書類

第2号様式（第4条関係）

誓約書

私は、善通寺市が実施する善通寺市新規就農者経営開始支援金の交付申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。

また、この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになつても異議は一切申し立てません。

記

- 1 善通寺市新規就農者経営開始支援金交付要綱を遵守することを誓約します。
- 2 国及び市からの支援を受けて農業経営を営んでいるという自覚を持つとともに、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の規定を遵守することを誓約します。
- 3 国経営開始資金交付期間中及び交付期間終了後に、善通寺市から当該資金にかかる調査や検査について資料等の提出を求められた場合は、期間を厳守して提出することを誓約します。
- 4 申請日において、善通寺市内で農業を営んでおり、今後も引き続き、営農を継続する意思があることを誓約します。
- 5 申請書及び添付書類の内容は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

善通寺市新規就農者経営開始支援金交付要綱第7条の規定により善通寺市長から交付決定を取り消された場合は、支援金を返還します。

（申請者）

住　　所

氏　　名

第3号様式（第4条関係）

年　月　日

善通寺市長 様

住所又は所在地

氏名又は法人名

及び代表者氏名

納税等状況調査同意書

私は、善通寺市新規就農者経営開始支援金の交付申請に必要となる私の市税の納付状況について、調査されることに同意します。

[納税等状況調査結果記載欄]

※下の欄は記入しないでください。

名 称	滞納の有無等	備 考
個人市民税	有 · 無 · 該当なし	特別徴収を含む。
法人市民税	有 · 無 · 該当なし	
固定資産税	有 · 無 · 該当なし	
軽自動車税	有 · 無 · 該当なし	
国民健康保険税	有 · 無 · 該当なし	
	有 · 無 · 該当なし	
	有 · 無 · 該当なし	
	有 · 無 · 該当なし	
	有 · 無 · 該当なし	
(備考)		

第4号様式（第5条関係）

善市第 号

年 月 日

様

善通寺市長

善通寺市新規就農者経営開始支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金については、次のとおり決定したので、
善通寺市新規就農者経営開始支援金交付要綱第5条の規定により通知します。

1 交付年度	
2 事業名	善通寺市新規就農者経営開始支援金
3 支援金の 交付決定額	
4 交付条件	(1) この支援金は、善通寺市新規就農者経営開始支援金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) 市長が必要あると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は支援金の執行状況について実地検査をします。 (3) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 (4) 善通寺市新規就農者経営開始支援金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、支援金の返還を求めます。

第5号様式（第6条関係）

年　月　日

善通寺市長 様

住所又は所在地

氏名又は法人名

及び代表者氏名

善通寺市新規就農者経営開始支援金請求書

年　月　日付け 善市第　　号により支援金の交付決定を受けた善通寺
市新規就農者経営開始支援金について、次のとおり善通寺市新規就農者経営開始支援金交
付要綱第6条の規定により請求します。

請　求　額

円